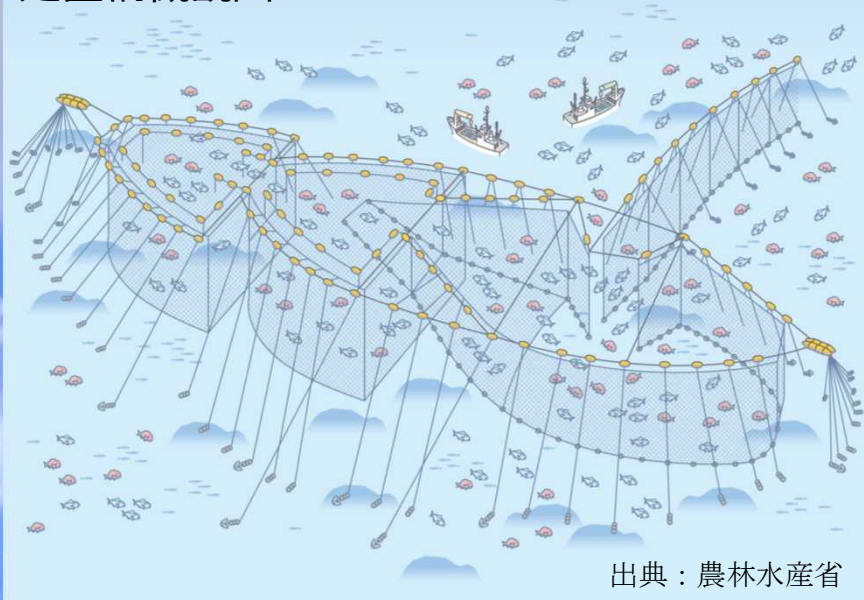


定置網は、 あなたが航行している 近くにあるかもしれません！

～北海道沿岸海域における定置網損傷事故防止に向けて～

平成29年5月発行

定置網概観図



出典：農林水産省

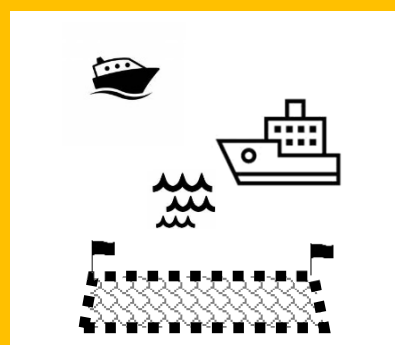
3つの注意で
安全に
航行しましょう！



1 航行前の
水路調査



2 目視及びレーダーで
見張りを適切に



3 定置網から十分離れた
沖側の海域を航行

北海道の定置網漁業

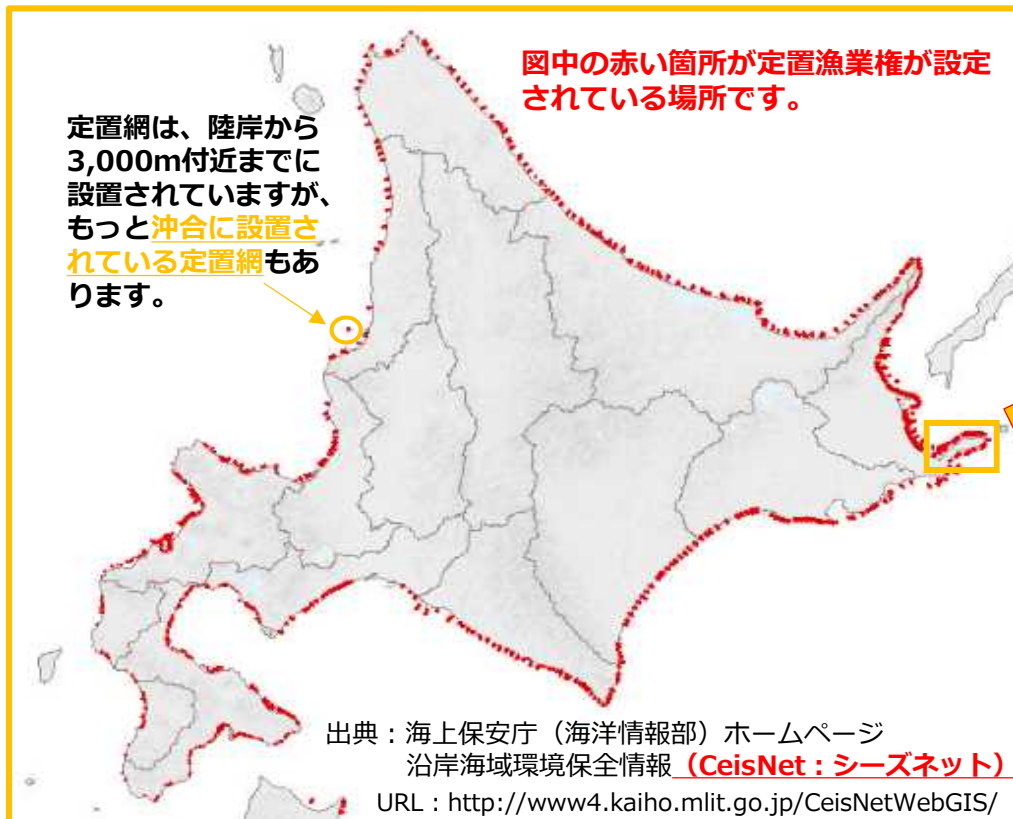
北海道では、定置網漁業が盛んであり、北海道沿岸には約1,100件の定置漁業権が設定され、その大部分をさけ定置網が占めています。

さけ定置網は、秋網（9月～12月頃）が北海道一円に設置されますが、場所によっては春網及び春秋網（3月～12月頃）が設置されている所もあります。

また、その他の小型定置網等が、通年設置される所もあります。

北海道沿岸海域では、かねてから、航行中の船舶が定置網に進入して損傷を与える事故が発生していますので、同海域を航行するときには十分な注意が必要です。

北海道沿岸の定置網の設置状況概略図



根室半島付近を拡大してみると



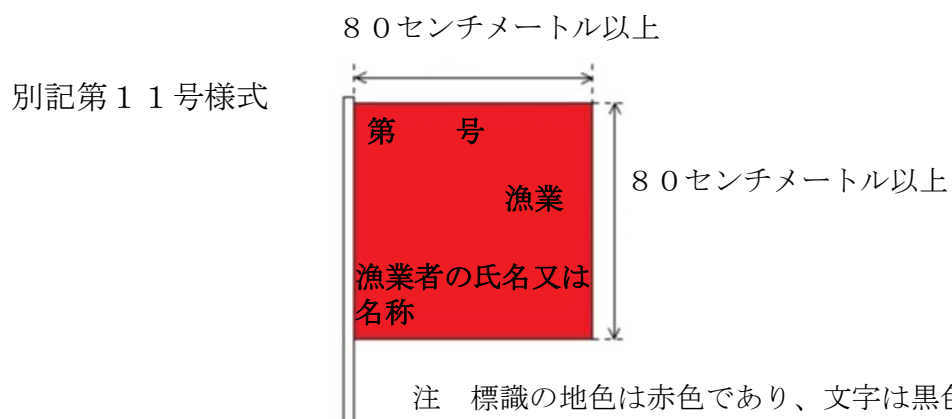
さらに、シーズネット上で検索したり、拡大したりしてみると、定置網の大きさや設置時期等が表示されます。

定置網の標識

定置網の標識（目印）については、北海道海面漁業調整規則で次のように定められています。

第53条

定置漁業その他知事が定める漁業を営む者は、漁具の敷設中においては、昼間にあつては別記第11号様式による標識を当該漁具の見やすい箇所に、かつ、水面1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電燈その他の照明による標識を当該漁具に設置しておかなければならない。

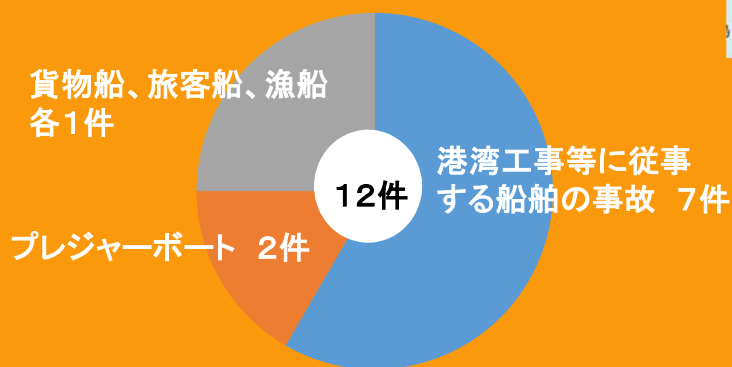


定置網損傷事故

平成20年9月から平成28年12月までの間に函館事務所管轄の海域で航行中の船舶が定置網に進入して損傷を与えた事故は12件あり、その全てがさけ定置網に損傷を与えた事故でした。

12件の事故の内訳を船種別で見ると、引船・押船・作業船・台船・起重機船等の港湾工事等に従事する船舶の事故が7件、プレジャーボートが2件、貨物船、旅客船、漁船が各1件でした。

船種別の事故件数



運輸安全委員会 船舶事故ハザードマップより
URL <http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

事故の原因は？

まず、12件の事故で、定置網が設置されていることを知っていたのでしょうか。

- ① 知っていた。(6件)
- ② 知っていたが、正確な位置を把握していなかった。(2件)
- ③ 知っていたが、時期的にまだ設置されていないと思っていた。(2件)
- ④ 知らなかった。(2件)

以上のように、12件中、10件は定置網の存在を知っていた事故でした。
では、定置網の存在を知っていたのに、なぜ事故になったのでしょうか。

定置網の存在を知っていた10件の事故原因は、次の3つでした。

- ① 見張りを適切に行っていなかった。(5件)
- ② 水路調査を行っていなかった。(2件)
- ③ 定置網から十分な距離を離さず、陸岸寄りを航行した。(3件)

事故事例 1

発生月:7月下旬

発生場所:北海道根室市納沙布(のさっぷ)岬南南東方沖

概要: 押船列(押船が起重機船を押航)は、南南西進中、01時50分ごろ定置網に乗り入れた。

乗組員は、事前に海図で水路調査を行い、納沙布岬付近に多数の定置網が設置されていることを知っていたが、本事故発生場所の定置網については正確な位置を知らなかった。

原因: 水路調査を適切に行わなかった。

事故事例 2

発生月:6月初旬

発生場所:北海道浦河町浦河港西方沖

概要: 押船列(押船がバージを押航)は、20時00分ごろ浦河港西方沖を通過して浦河港に入港する際、定置網に衝突した。

船長は、浦河港西方沖に定置網が設置されていることを知っていたが、レーダー等でよく確認していなかった。

原因: 見張りを適切に行っていなかった。

事故事例 3

発生月:9月中旬

発生場所:北海道函館市女那川(めながわ)漁港北東方沖

概要: 引船列(引船が台船をえい航)は、09時50分ごろ、女那川漁港北東方沖の工事現場に向けて南西進中、定置網の至近を航行し、台船が定置網に接触した。

船長は、本事故前の打合せにより、工事現場付近に定置網が設置されていることを知っており、航行区域についても指示を受けていた。

原因: 定置網の至近を航行した。

まとめ ～定置網損傷事故防止に向けて～

事故防止のためには、航海の基本である見張りを適切に行うことは大前提ですが、まずは、海上保安庁の沿岸海域環境保全情報(CeisNet:シーズネット)及び当委員会の船舶事故ハザードマップ等のホームページの活用並びに地元の漁業協同組合への問い合わせ等による、航行前の水路調査(定置網の正確な位置及び設置時期等を把握すること)が重要です。

そのうえで定置網から十分離れた沖側の海域を安全に航行しましょう！

運輸安全委員会事務局 函館事務所

〒040-0061 函館市海岸町24-4

函館港湾合同庁舎4階

TEL 0138-43-4350 Fax 0138-42-1804

URL <http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>

～地図から探せる事故とリスクと安全情報～

